

山陽小野田市緊急時短期入所サービス事業利用料基準

令和3年(2021年)4月1日

福祉部高齢福祉課

1 利用料の基準

山陽小野田市緊急時短期入所サービス事業実施要綱第7条第2項の規定により、山陽小野田市緊急時短期入所サービス事業利用料の基準を下表のとおり定める。

区 分	利用料の額 (1日につき)	備 考
要支援1	530円	
要支援2	640円	
要介護1	680円	
要介護2	750円	
要介護3	820円	
要介護4	890円	
要介護5	960円	
生活保護世帯	0円	

2 施行期日

令和3年4月1日